

# 西藤島小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定  
平成31年4月1日 改定

## 前文

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことを児童生徒が十分に理解することが大切です。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものです。

—福井県いじめ防止基本方針（H31年1月改訂）より—

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、ロールプレイ等の指導で、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、教職員がいじめに関する情報を共有し、組織的な対応を図るとともに、いじめの防止等のための取組に係る項目を学校評価に位置づけ、その結果からいじめ対策が教育活動全体に機能しているかを確認し、取組の改善に努めます。
- (4) 本校は、児童が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、県、市、県市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組めます。

## 2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

## 3 いじめの防止等のための具体的取組み

### (1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育の推進

- よさを認め、自信と誇りを持たせる教育  
児童の適切な行動を認め、褒め、児童が自己肯定感を高めていけるよう努めます。一人ひとりが自己肯定感を高めていくことで、互いのよさを認め合い、尊重し合います。また、結果だけでなく取り組む姿勢や過程を認めることにより、困難を乗り越えていく活力と強い心を育み、新しいことにチャレンジしていく意欲を引き出していきます。
- 人権教育の推進  
人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。障害を持った人の話を聞いたり、ふれあったりする中で、障害を持つ人への理解や思いやりの心を育てます。

- 体験活動の推進  
集団宿泊体験やたてわり活動・ボランティア活動・異学年や地域の人との交流活動等を通して児童の絆を強め、互いに認め合い助け合う心を育てます。
- 道徳教育の推進  
発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。また、体験活動と道徳の時間を関連させて行う中で、内面的自覚が深まり、道徳的実践力につながるよう努めます。

## (2) いじめの未然防止

- 授業改善  
すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる授業づくりに努めます。
- いじめの起きない学校・学級づくり  
縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が互いの良さを知り、心を通わせて活動する機会をもちます。また、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。
- 規範意識等の醸成  
発達段階に応じて、幼少期から規範意識等の醸成に努めるとともに、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を促します。
- 児童の主体的活動の充実  
学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。
- グループエンカウターの活用  
スクールカウンセラーによるグループエンカウターを通して、思いやりの気持ち、協力、聞く姿勢等、仲間づくりのスキルを身につけさせます。その後、担任と面談を行い、情報交換しながら児童理解をします。
- 気がかりな児童の共通理解  
毎月定例の職員会議で、気がかりな児童の情報を全職員で共通理解を行い、いじめの被害者や加害者になる可能性のある児童についての支援を協議します。
- 全校教育相談週間  
全校児童が、担任と個別に悩みや友達関係について話をする教育相談週間を年2回設け、些細なことでも担任に気軽に相談できる雰囲気醸成をします。
- 地域に開かれた学校  
「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。
- インターネットや携帯電話等に関する指導  
情報モラル教育として、インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識づけを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。
- 特別な配慮が必要な児童への適切な支援  
以下の児童を含め、特別な配慮が必要な児童に対する特性を踏まえた適切な支援を行います。
  - ①発達障害等の障害のある児童
  - ②海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
  - ③性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
  - ④東日本大震災で被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童

## (3) いじめの早期発見

- 積極的ないじめの認知  
全教職員が、児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努め、情報を共有します。
- 自己チェックの活用  
児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

- アンケートの実施  
毎月、児童にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。
- 教育相談体制の充実  
学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ります。また、適切な助言と学級全体への働きかけを行い、好ましい人間関係の構築を図ります。
- 家庭や地域との連携  
家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

#### (4) いじめの事案対処

- 「いじめ対応サポート班」による対応  
特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。
- 被害・加害児童への対応  
いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。
- 外部人材の活用と関係機関との連携  
必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

#### (5) いじめによる重大事態への対処

- いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。
  - ・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。
  - ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
  - ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

#### (6) 「いじめの解消」について

- いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。
  - ①いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間(3か月を目安)を経過していること
  - ②被害児童が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認すること

### 4 いじめの防止等のための組織【組織図参照】

#### (1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等

#### (活 動)

- ・アンケート結果や観察の状況から見られる、気がかりな児童の実態把握
- ・気がかりな児童に対する早期対応の検討
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり

- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の立案
- ・学校におけるいじめ問題への取組みの見直し

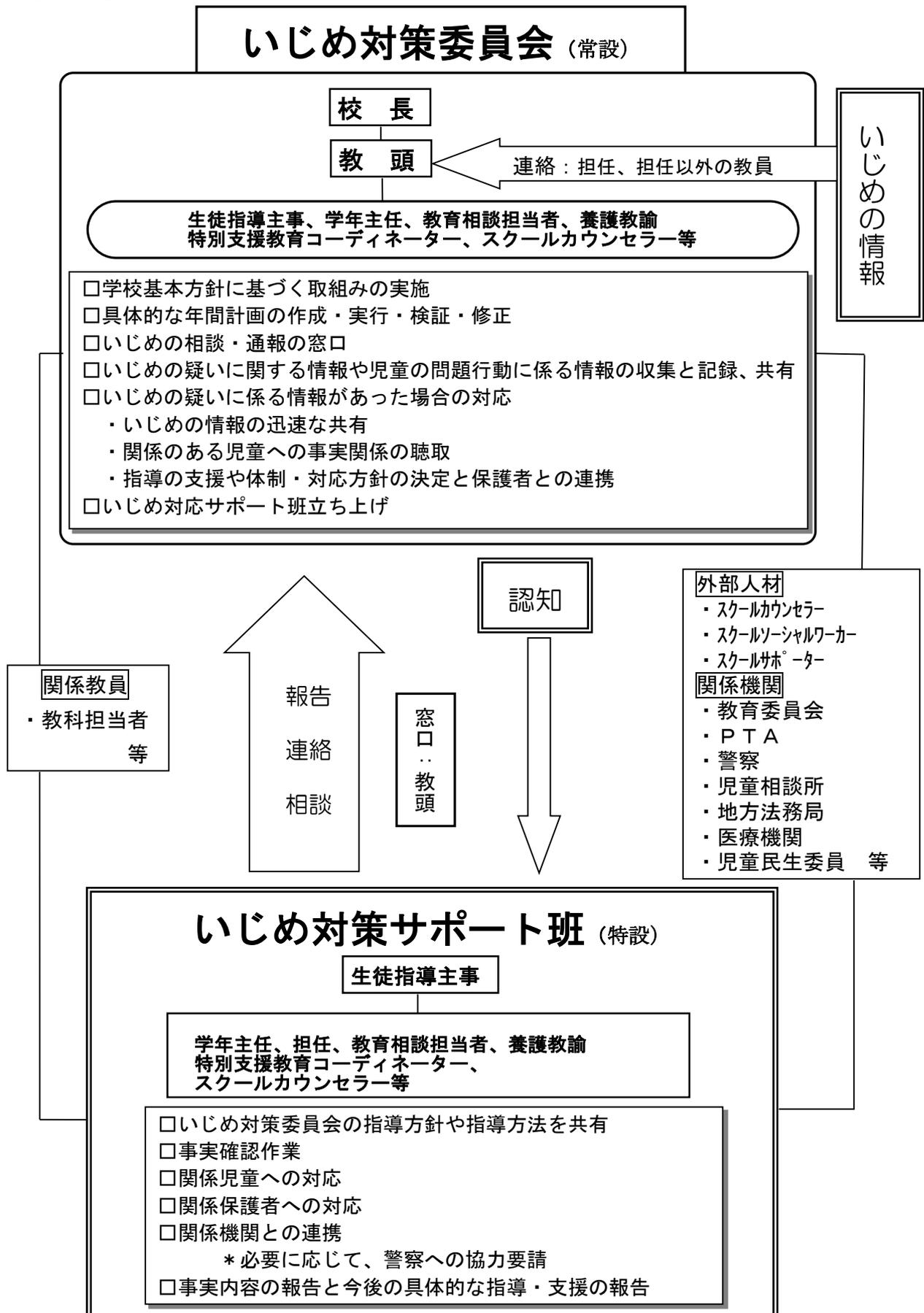
## (2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等

(活動)

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携



	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	<p><b>子ども支援部会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針確認</li> <li>・年間計画策定</li> </ul> <p>↓</p> <p><b>職員会議</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間計画周知</li> <li>・教員の共通理解</li> </ul> <p><b>教育相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・起きたときに即対応</li> </ul>				<p><b>縦割り活動計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リーダー育成</li> <li>・5, 6年生の絆づくり</li> </ul>		
		<p><b>縦割り活動スタート</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的な活動・顔合わせ・なかよし集会</li> </ul>					
		<p><b>縦割り遊び</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいグループによる自主的な活動</li> </ul>					
5月	<p><b>子ども支援部会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校カウンセラーの支援体制づくり</li> <li>・状況把握</li> </ul> <p><b>校内研修</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育</li> <li>・読書指導</li> </ul> <p>1年間全体の道徳や読書活動の計画を作成確認</p>	<p><b>低学年・中学年遠足(縦割りグループ)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2年低学年リーダー育成</li> <li>・4年中学年リーダー育成</li> </ul>			<p><b>修学旅行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的な運営・計画</li> </ul>		
		<p><b>にじっ子委員会あいさつ運動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登校時のあいさつ運動</li> <li>・あいさつハイタッチ</li> </ul>					
				<p><b>5年宿泊体験学習</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・絆づくり</li> <li>・自主的な活動</li> </ul>			
6月	<p><b>子ども支援部会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状況把握</li> <li>・夏季休業事前指導</li> </ul> <p><b>授業研究</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業改善</li> <li>・学習規律</li> <li>・子ども居場所づくり</li> </ul>	<p><b>教育相談週間</b></p>					
		<p><b>3年 高齢者交流活動(ちまきづくり)</b></p>		<p><b>公開授業</b></p>			
		<p><b>縦割り遊び</b></p>					
		<p><b>Q-U 実施</b></p>					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	<p>Q-U分析 ・未然防止に生かす</p> <p>子ども支援部会 ・状況把握</p> <p>保護者会 ・情報や意見収集</p>				縦割り遊び		
				4年 保育園 訪問・交流会		縦割り体育大会 大会計画 ・自主的な計画 ・応援	
			3・4年ひまわり教室 ・休み前非行防止教室				
8月	<p>子ども支援部会 ・状況把握 ・2学期に向けて ↓ 職員会議 ・重点事項確認事項</p> <p>いじめに関する 校内研修会 ・Q-Uの基礎的理解 とアセスメント</p>				家庭での読書 ・親子読書		
				家庭訪問 ・休み中だけでなく普段の様子も把握 ・クラスや地域の子どもの状況も把握			
				親子奉仕活動 ・体験的な活動 ・親子の絆づくり			
9月	<p>子ども支援部会 ・状況把握</p>				縦割り活動体育大会 ・絆を強める ・種目練習 ・応援練習		
				4年 保育園 訪問・交流会 体育大会ふれ あい種目		体育大会 ・自主的な 運営 ・委員会を 中心に	

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	<p>子ども支援部会 ・状況把握</p>	<p>縦割り遊び</p> <p>にじっ子委員会ふれあい運動                      ・2学期やさしさあふれる明るい学校めざして                      ・登校時のクラスのあいさつ運動                      ・児童自らの運営・呼びかけ等</p>					
11月	<p>子ども支援部会 ・状況把握</p> <p>授業研究                      ・授業改善                      ・学習規律                      ・子どもの居場所づくり</p>	<p>Q-U実施</p> <p>公開授業</p> <p>3年 高齢者交流活動 (インタビュー等)</p> <p>5年 餅つき体験</p> <p>教育相談週間</p> <p>縦割りグループによる、ふれあい給食</p>					
12月	<p>Q-U分析                      ・未然防止に生かす                      ・同じ項目での比較                      年間での比較</p> <p>子ども支援部会 ・状況把握</p> <p>保護者会 ・情報や意見収集</p>	<p>3年 高齢者交流活動 (昔へタイムスリップ発表会)</p>					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 月	<p>子ども支援部会 ・状況把握 ↓ 職員会議 ・重点事項確認</p> <p>アンケート分析 ・学校生活の改善</p>	<p>学校評価アンケート調査</p> <p>1年昔あそびの会 ・家族や地域の方との交流</p>					
2 月	<p>子ども支援部会 ・状況把握</p> <p>アンケート分析 ・未然防止に生かす ・早期解決</p>	<p>1年 わくわく 交流デー ・新たな絆 づくり</p> <p>中学校 体験入学 ・異校種生と の交流</p> <p>見守りありがとう集会 ・感謝の心・地域の方との絆づくり</p>					
3 月	<p>子ども支援部会 ・状況把握 ・年度の振り返り ・新年度に向けて ・計画見直し ↓ 職員会議 ・課題確認 ・計画確認</p>	<p>6年生を送る会 ・感謝の心 ・次の学年の自覚</p> <p>校内 奉仕活動 ・学校地域 に感謝</p>					